

## 重要事項説明書（居宅介護支援事業）

事業所名 菱風園居宅介護支援事業所  
（事業者番号 1070301799）

代表者名 管理者 三ツ松 淳一

所在地 〒376-0007 桐生市浜松町一丁目3-3  
電 話：0277-46-7109  
FAX：0277-20-7210

### 事業の目的及び運営の方針

- (1) 介護や支援の必要な高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。
- (2) 高齢者の方が、可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (3) 利用者の選択に基づき、常に利用者の立場に立って、状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう配慮します。
- (4) 提供される指定居宅サービス等が、特定の事業者に不当に偏することのないよう、利用者の意志を尊重し、公正中立に行います。

### 職員の職種、員数及び職務内容

介護支援専門員 5名（指定居宅介護支援の提供）

※介護支援専門員の質的向上を図るための研修を定期的を実施します。

### 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く。）

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

（緊急の場合は、電話による相談を常時受け付けます。）

### 指定居宅介護支援の内容

- (1) 居宅介護サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) 市町村からの委託の要介護認定調査
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

## 指定居宅介護支援の提供方法

- (1) 相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所内の相談室とします。  
(その他、指定の場所があればご連絡ください。)
- (2) 使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン又は包括的自立支援プログラムとします。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とします。
- (4) 介護支援専門員が、継続的に居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握し、相談をお受けします。

## 利用料及びその他の費用

**原則としては無料です。**（法定代理受領サービスであるとき）

- (1) 通常の実施地域を越える交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しません。

居宅介護支援利用料は1カ月当たり次のようになります。

- ・居宅介護支援費（Ⅰ）：常勤換算方法で算定した取扱件数が介護支援専門員1につき40未満又は40以上の場合において、40未満の部分について  
要介護1又は要介護2：1，057単位  
要介護3、要介護4又は要介護5：1，373単位
- ・居宅介護支援費（Ⅱ）：常勤換算方法で算定した取扱件数が介護支援専門員1につき40以上60未満の部分について  
要介護1又は要介護2：529単位  
要介護3、要介護4又は要介護5：686単位
- ・居宅介護支援費（Ⅲ）：常勤換算方法で算定した取扱件数が介護支援専門員1につき60以上の部分について  
要介護1又は要介護2：317単位  
要介護3、要介護4又は要介護5：411単位

ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が払われるわれる場合、**利用者の自己負担はございません。**

※1加算について

- ・初回加算：新規に要介護を受けた場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、初回のみ300単位が所定単位数に加算されます。
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院後3日以内に医療機関を訪問又は訪問以外の方法で利用者の情報を提供した場合、200単位が所定単位数に加算されます。

- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院後7日以内に医療機関を訪問又は訪問以外の方法で利用者の情報を提供した場合、100単位が所定単位数に加算されます。
- ・退院・退所加算：医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携3回」算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合所定単位数に加算されます。

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算および複合型サービス事業所連携加算：居宅サービスから小規模多機能型居宅介護へと移行する際に、当該事業所を訪問して、利用者に関する必要な情報を提供し、当該居宅介護における居宅サービス計画作成に協力した場合に300単位が加算されます。※当該情報提供・協力した月に算定可能
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に1回につき300単位が加算されます。※1月に2回を限度として算定可能
- ・特定事業所加算：質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、法定研修等における実習受け入れ事業所になるなど人材育成への協力体制の整備や、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施や、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加が要件。

#### 人員配置

	主任介護支援専門員	介護支援専門員
特定事業所加算Ⅰ 500単位	常勤専従2名以上配置 中重度の利用者の占める割合が40%以上	常勤専従3名以上配置
特定事業所加算Ⅱ 400単位	常勤専従1名以上配置	常勤専従3名以上配置

特定事業所加算Ⅲ 300単位	常勤専従1名以上配置	常勤専従2名以上配置
-------------------	------------	------------

上記の特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、退院・退所加算の算定に医療機関等と連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定した場合 特定事業所加算（Ⅳ）125単位/月が加算されます。

- ・ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
  - ・末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象
  - ・24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
  - ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
  - ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

#### ※2 減算について

以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、所定単位数の50%の減算となります。

- イ 居宅サービス計画（ケアプラン）を利用者に交付すること。
  - ・特段の事業がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握するため本人・家族へ面接し、その結果を記録すること
  - ・要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービスの内容について、担当者から意見を求めること。
  - ・利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について▽複数の事業所の紹介を求めることが可能であること▽当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかった場合

※減算状態が2か月以上継続している場合は2ヶ月目から算定は出来ません。

- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。

その場合は、利用料及びその他の費用 で記した所定の単位数分の利用料及びその他の費用1カ月当たりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

#### 通常の実施地域

桐生市、みどり市とする。

#### 秘密の保持

業務上知り得た利用者及び家族の秘密は厳守します。

#### 事故発生時の対応

当所は、万全の体制で指定居宅介護支援サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等の連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

#### 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	特別養護老人ホーム菱風園 園長 矢島正広
-------------	----------------------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止及び身体拘束の禁止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 苦情処理の体制

苦情の窓口は、次のとおりです。

居宅介護支援事業所 管理者 三ツ松 淳一 電話 0277-46-7109

- ・必要に応じ対応チームによる検討を行い、具体的な対応をします。
- ・サービス事業者に対する苦情があった場合は、状況確認の上、不適切なサービスについては事業者に改善を求めます。

下記でも苦情を受け付けています。

苦情解決施設委員 桐生市菱町第17区長

島崎 雄夫 電話 0277-43-2360

群馬県社会福祉事業団 苦情解決第三者委員

岩崎 秋雄 電話 0279-23-8975

関根 幸恵	電話	0 2 7 - 3 5 2 - 8 3 5 0
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会		
	電話	0 2 7 - 2 5 5 - 6 6 6 9
群馬県庁健康福祉部医療介護局介護高齢課	電話	0 2 7 - 2 2 6 - 2 5 6 1
群馬県国民健康保険団体連合会	電話	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 1 9
桐生市役所 長寿支援課	電話	0 2 7 7 - 4 6 - 1 1 1 1
みどり市役所 介護高齢課	電話	0 2 7 7 - 7 6 - 0 9 7 4

**サービス提供記録の開示**

利用者・家族の希望により、サービス提供記録を開示します。

菱風園指定居宅介護支援事業所のサービスの提供にあたり、利用者に対して本書面を交付して重要な事項を説明いたしました。

事業者	名 称	社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団
	所在地	前橋市新前橋町 1 3 - 1 2
事業所	名 称	菱風園居宅介護支援事業所
	所在地	桐生市浜松町 1 丁目 3 - 3
	説明者氏名	印

私は、本書面を受領し、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始時に同意しました。

令和 2 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

(令和 1 年 10 月 1 日現在)